

文化会館・グリーンホールにおける指定管理者の今後の方向性について

1 経緯

- 平成23年度に文化会館・グリーンホール（以下「文化会館等」）に指定管理者制度を導入して以降、民間事業者が指定管理者として文化会館等を管理運営している。この間、開館時間の延長などサービスの充実を図り、利用率や利用者満足度の向上、財政効果・利益還元などにおいて一定の成果を上げてきた。
- 一方、同じく文化会館等を中心に文化事業を展開している文化・国際交流財団（以下「財団」）との事業重複の問題が度々指摘されており、平成29年度の行政評価結果を踏まえ、財団とともに役割分担の見直しを検討してきた。令和3年度以降の次期指定管理期間を迎える前に、今後の方向性を定める。

2 現状と主な課題

別添1のとおり

3 今後の方向性

- 文化会館等は文化芸術活動の拠点として、区民の文化芸術活動・発表の場、及び文化芸術へいざなう機会を提供し、板橋らしい地域文化の創造を支援していく。
- 文化会館等の管理運営には、文化団体連合会や板橋区吹奏楽団などをはじめとする様々な文化団体や板橋にゆかりのある優れたアーティストなどを支援し協力関係を築いていく継続性と、地域文化の創造・発掘や担い手の育成及び優れた舞台鑑賞の機会提供にかかる専門性が求められる。
- 一方、文化芸術振興ビジョンにおいて、地域文化の牽引役として位置付けられている財団は、平成28年度以降、経営計画を着実に実行し、近年では参加者・入場者数の増加とともに収支改善が図られており、今後、貸館や舞台運営など施設管理と一体となって事業を実施することで、区民サービスの質を担保しつつ、さらなる向上が期待できる。
- 今後は、区の文化施策を補完し、地域文化を創造支援するために設立している財団の継続性及び専門性を高めるための改革を支援し、非公募で財団を文化会館等の指定管理者とする方向で検討を進めていく。

4 現指定管理期間の変更

- 財団職員の多くは区からの派遣職員で構成されている。指定管理者となるためには、自ら職員を採用・育成するなど固有職員を増やしつつ、専門性を高め、地域文化を創造・発掘し、継続的に支援できる体制を構築しなければならない。財団の組織改革には数年を要することから、現在の指定管理者の指定管理期間を令和4年度末までに変更する。

○なお、文化会館においては特定天井落下防止工事のため、令和２年度から設計に着手し、令和４年４月から半年間、大小ホールの使用中止を予定している。

5 今後の想定スケジュール案

令和２年 ２月 本件について区議会報告

令和２年１２月 指定管理期間の変更にかかる議案を区議会へ提出

令和４年１２月 財団を指定管理者とする議案を区議会へ提出

令和５年 ４月 財団による指定管理運営開始